

働きながら学ぶあなたを応援します 修学奨励金を申請しませんか？

令和7年4月
福井県教育委員会

働きながら学ぶ皆さんが、この課程を無事に修了できるように、昭和50年度から定時制に、昭和52年度から通信制の課程にそれぞれ「修学奨励金の貸与制度」が設けられました。

以下を読んで、貸与を希望する人は、先生とよく相談してください。

令和7年度は、下記のとおり募集します。

記



1 貸与を受けることができるのは、次の要件に該当する人です。

- (1) 高等学校の定時制課程または通信制課程に在学していること。
- (2) 4か年以内で卒業する学習計画のもとに、4か年以内で卒業する見込みを持つ者であること。
- (3) 経済的な理由により、著しく修学が困難であること。
- (4) 経常的収入を得る職業に就いていること(年間90日以上)。
- (5) 福井県奨学育英資金等の奨学金の貸与を受けていないこと。

2 貸与の金額

1年次生	月額	14,000円
2年次生	月額	14,000円
3年次生	月額	14,000円
4年次生	月額	14,000円



3 貸与の選考

貸与希望者の中から選考の上、その貸与者を決定します。

4 貸与の打ち切りまたは休止

- (1) 1に掲げる貸与対象者としての要件を欠くにいたったときは、貸与を打ち切ります。
- (2) 貸与を受けている者が休学または長期にわたって欠席した場合には、貸与を休止します。

5 返還の免除

貸与を受けた者で、勤務実績が十分な者が、高等学校の定時制課程または通信制課程を卒業したときは、貸与を受けていた修学奨励金を返還する必要はありません。

6 返還の猶予

貸与を受けていた者が貸与を打ち切られたときは、その修学奨励金を返還しなければなりません。在学中であればその返還が猶予されます。

7 返還

貸与を受けた者が、高等学校の定時制課程または通信制課程を卒業できなかった場合は、貸与を受けた修学奨励金を返還しなければなりません。また、勤務実績が、年間90日に満たなかった場合も、貸与を受けた修学奨励金を返還しなければなりません。

8 その他

勤務実績がない月は、特別な場合を除き、修学奨励金の貸与はされませんので注意してください。

詳しいことは、担当の先生によく聞いてください。

定時制通信制課程 修学奨励金申請書類について

令和7年4月
福井県教育委員会

修学奨励金を申請するにあたり、以下の書類を学校に提出してください。前年度より継続して申請する場合も提出をお願いします。

- ①修学奨励金貸与申請書
- ②本人の「令和7年度有職および所得証明書」
- ③令和6年度(令和5年分)「所得または課税証明書」

★書類を作成する際の注意事項★(ボールペンで記載してください。)

①修学奨励金貸与申請書について

「保証人」は、1人は保護者であること。ただし、2名とも保護者の場合は認められません。

②本人の「令和7年度有職および所得証明書」について

事業所の代表者名と押印があるか確認してください。

③「令和6年度(令和5年分)所得(または課税)証明書」について

- ・必ず「**令和6年度(令和5年分)**」であることを確認してください。
- ・「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除額」の記載が必要です。必ず、市町村役場の窓口で、「『市町村民税の課税標準額』と『市町村民税の課税標準額』が記載されたものをください。」と伝えてください。コンビニエンスストア等でのATMでは、対応できません。

③について、
この用紙を各市役所、町村役場に持参し、窓口で所定の証明書の発行を依頼してください。

